

議案第九八號

農業委員會等に関する法律第七條第一項の規定に基き三朝町農業  
委員會の選挙による委員の定数條例制定に關して

農業委員會等に関する法律第七條第一項の規定に基き三朝町農業委員會の  
選挙による委員の定数條例を次の通り定めるものとする

昭和二十九年七月五日提出

三朝町長 取 出 雅 巳



昭和二十九年七月五日議決

三朝町議會議長 天野 康



昭和二十九年三朝町條例第 一 號

三朝町農業委員會の選挙による委員の定数條例

三朝町農業委員會の選挙による委員の定数は十五人とする

附 則

この條例は公布の日から施行し、農業委員會等に關する法律の施行後最初に  
行われる農業委員の選挙から適用する